

事由D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合

家計急変提出書類一覧

■共通（家計急変にお申し込みされる場合は、全員提出が必要です）

必要書類	提出先	チェック欄
① 給付奨学金確認書【原本】	本人→学校保管	
② 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）【原本】	本人→学校→JASSO	
③ 課税証明書（学生本人と生計維持者分）【コピー可】	本人→学校→JASSO	

※①と②はA 3用紙 1枚で繋がっていますので、それぞれに分けて（A 4サイズに切って）学校に提出してください（学校は給付奨学金申請書を JASSO に提出します）。

※③は学生（本人）・生計維持者（急変がない生計維持者も含む）全員分の提出が必要となります。

<注>既に予約採用や定期採用でマイナンバーを提出済の学生が家計急変採用に申し込む場合は、**再度マイナンバー提出書類（マイナンバー提出書、番号確認書類、身元確認書類）の提出が必要**です。専用封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により、学生（本人）から JASSO（日本学生支援機構）に直接郵送ください。

■家計急変事由に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
④ 罹災証明書【コピー可】	本人→学校→JASSO	

■進学（進級）前に家計急変が発生した場合

必要書類	提出先	チェック欄
⑤ 家計急変に該当する生計維持者の、家計急変が発生した日の翌月分～進学（進級）の前月分までの給与明細等及びその他の所得があればその証明書（最大 12 か月分）【コピー可】 ※帳簿（コピー）を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」を添付	本人→学校→JASSO	

■該当者のみ

必要書類	提出先	チェック欄
⑥ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書【コピー】	本人→学校→JASSO	
⑦ 以下の書類のうち一つ【コピー可】 ・施設等在籍証明書（施設長発行） ・児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） ・措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等	本人→学校→JASSO	